

「甲府の町年寄」

大久保治男

- 一 甲府の統治の沿革
- 二 甲府の町政概観
- 三 町年寄総説——意義、地位、任免、役宅——
- 四 町年寄の家系——坂田家、山本家——
- 五 町年寄の職務内容
- 六 参考史料及史料目録

一 甲府の統治の沿革^(註一)——序にかえて——

(一) 甲府勤番支配に至る迄の支配者

天正十年（一五八二）三月、武田氏が天目山に滅亡し、甲斐は織田氏の所領となった。信長はその部将河尻鎮吉を甲府に封じ、武田の旧制を覆えし、遺臣を虐殺し、社寺を破却し、苛政を行った。故にたまたま同年六月本能寺の変が伝わるや民衆蜂起し城代を殺すに至り、以降国内乱れ、北条徳川両氏係争の地となったが、同年七月、家康先んじて入国、武田氏の遺制を踏襲し、甲州給人ないし在地土豪に対する緩撫策、その徳川家臣団への編入策が積極的に打ち出されていくのである。民政安定にも努め、十二月、平岩親吉を甲府城代として統治に当らせた。天正十八年（一五九〇）北条氏が滅んで、家康は関東に移り、代って七月より秀吉の養子（信長の

第五子）羽柴秀勝が領し（十九年三月迄）以降、加藤光泰（天正十九年、文祿二年（一五九三）浅野長政、幸長父子（文祿二年、慶長五年）らが相次いで当国を領有した。因みに、浅野氏是一条小山の築城をほぼ完成し、古府の戸口を城下に移し商店街を開き甲府の下町を整備する。こうして新城時代に移る。

慶長五年（一六〇〇）家康、関ヶ原に大勝し天下の実権を掌握するに至り、甲斐国は再び徳川氏の領有となり、甲府城代・平岩親吉、国奉行・大久保石見守長安が任ぜられた。同八年には、家康の第九子徳川義直が新たに国守に任ぜられたが、自らは駿府の邸にあって入府せず、平岩親吉が城代であった。九年義直転封となり、国奉行・大久保長安が専ら国政を行うとして、元和二年（一六一六）秀忠二男・徳川忠長が領し（二十三年八千石）又、一時天領となる。寛文元年（一六六一）八月、家光二男・徳川綱重が甲府城主に任ぜられ（四十万石）甲府宰相といわれる。しかし宝永元年（一七〇四）に嫡子綱豊（後の六代将軍家宣）が將軍綱吉の世子となつて江戸城に入ったので、翌二年、綱吉の寵臣、柳沢吉保が代つて、甲斐三郡を領有した。（十五万石）しかし、幕府は、享保九年（一七二四）六月その子吉里を、大和郡山に移封したのを機会に、当国は三度天領となり、甲府勤番支配が置かれて直接統治されることとなつて以来、幕末に至る迄藩は置かれなかったのである。なお、その間、一部には三郷、田安（一町田中、日川）一橋（河原部、葦崎）清水（下岩下、春日居）の所領となつ

ていたところもあったが、陣屋廃止にともないこれらも天領の代官支配に属した。

以上は主として國中地方についてであるが、郡内地方では、天正十年、家康が鳥居元忠を谷村城主に封じてからは、鳥居氏の所領となったが、寛永十年（一六三三）秋元泰朝が上州惣社より移ってこれに代った。秋元氏はこれより三代七十二年間、郡内を領したが、喬朝のとき宝永元年、武蔵川越に移ったので、それ以来この地方もまた幕府の直轄するところとなった。

(二) 甲府勤番支配の成立

徳川幕府の存立において、甲斐の国は軍事的、政治的要衝としてきわめて重要な地位を占めていた。そのため、徳川時代初期より幕府はその政治支配には親藩あるいは城番支配を通じて積極的に在地支配の掌握につとめたといえることができる。しかしながら、八代將軍・吉宗による、享保改革の一環としての甲府勤番支配の成立と、甲斐一國代官支配による直轄化の実施は画期的意義を有する。^(註3)

享保九年（一七二四）三月、柳沢吉里が大和郡山に移封後、六月十一日上使、竹中主水、酒井監物、代官、川原清兵衛が城を請取り、七月四日、有馬出羽守（山手）興津能登守（追手）兩人が「甲府勤番支配」に任ぜられ、（禄高三千石、役料千石、従五位下に叙し、老中の支配にて芙蓉の間詰）八月、小普請組の武士（非役の御家人）の中から、五百石以下二百石以上の者二百人を選んで勤番とし、追手、山手の二組に分けて在住せしめた。即ち、各支配下に、組頭二人（役料三百俵）勤番士百人、与力十騎、同心五十人、仮目付五人、武具奉行一人、破損奉行一人、藏立合一人、（以上は勤番士の内より勤む）、勝手組小普請若干。両支配小人若干。破損手代二人。町年寄二人、問屋一人。牢番二人を隸し、城中の警衛及び府中すべての政務を総括した。また、甲府、石和、市川、谷村にはそれぞれ代官所を設けた。

（註1） 本項は、甲府略志、甲斐史、山梨県政六十年誌、甲府市制六十年誌、

郷土の歴史―中部編、山梨県―等参照

（註2） 藤野保氏、幕藩体制史の研究。三七―四四頁参照
（註3） 村上直氏、甲府勤番支配の成立。甲斐史学（昭四一年特集号）一二九―一三九頁参照。

二 甲府の町政^(註1)

(1) 古府時代。府中の政治は、天正十年、家康施政に際し、渡辺善三郎定正、竹川監物の二人を町奉行に命じ、各々与力、同心若干を附け盜賊方を兼ねしめた。そうして、町治の全般については、検断職三人、坂田甚八（後に与市左衛門）・渋江五左衛門、千野孫之丞に任せた。

(2) 浅野家時代。坂田家文書中、朝日掃部、山田次右衛門、浅野角藏とあるのは町司の人々にて、与市左衛門（坂田）・円喜（辻）全忍（不詳）の三人が旧制の如く検断役であったと思われる（文禄三年二月二十九日覚―甲府略志六五頁）

(3) 徳川幕府初世。慶長六年より町奉行は、渡辺、竹川両氏世襲し、その下に検断三人（寛永後は検断二人、問屋一人に分る）^(註2) 長人若干が町中の庶政を行う。検断は、慶長、寛永間、坂田与市左衛門、松本七左衛門、辻太郎右衛門。寛永、明暦間、坂田与市左衛門、千野孫之丞。明暦、万治間、坂田与市左衛門、渋江五右衛門の各氏なり。

(4) 甲府家時代。寛文の初め検断の称を改めてこれを「町年寄」ととしその定員を三人から五人に改めた。しかし、天和年中以降は再び定員を二人に改める。勤務者は次の如し、寛文中、坂田与一左衛門、渋江五左衛門、秋山喜左衛門、新保佐右衛門、長谷川六右衛門。延宝年中は、坂田与一左衛門、成島与兵衛、新谷源左衛門、新保三左衛門。天和、貞享間、坂田与一左衛門、五味五右衛門。元禄年中は下記の五名の者の中二人づつ前後相勤む。坂田与一左衛門、五味五右衛門、古屋仁兵衛、秋山喜左衛門、大木太右衛門。

(5) 柳沢家時代。町年寄は前代、元禄十年以来は五味五右衛門、古屋仁兵衛二人勤役であったが、当代初めより新役二人に相改められ、大木太右衛門、成島治郎左衛門が勤役した。つづいて、正徳中、秋山喜左衛門、新保佐右衛門、享保中より坂田与一左衛門、山本金左衛門の兩名勤役せり。

また、当代より長人の称を廃して名主と改め正月年始の御目見の待遇を与え世襲の制のみに固執せず併せて人材を選用了た。

(6) 甲府勤番支配以降。従来町政は町奉行の総理であったが、当代となって其職を廃し、甲府勤番支配がこれに代り「町方支配」と称し、各支配に用人三人、給人二人、与力二人、同心六人を付属せしめて、追手、山手兩役宅内に町方役所を付設し、隔月交替して、聴訴、断獄、諸般の民政を行った。勤番支配指揮下に町年寄も町政に重要な役割を為すのであるが以降これにスポットをあて説明していく。

(7) 因みに、幕末につき、元治元年（一八六四）三月、幕府は再び甲府町奉行を置き、従来の勤番支配の町方兼務を解き、福田下総守を以って奉行に任す。同二年正月罷免、同五月一旦この職を廃すが、慶応二年八月、勤番支配の制を廃して、甲府城代を置くに当り、再び町奉行を置き、追手役宅を以って仮に奉行所として専ら町政を掌せたが、わずかで明治維新になるのである。^(註3)

(註1) 本項も、甲府略志以下前述の資料を中心に引用せるものなり。

(註2) 長人は当時町々に会所を設け布令伝達、自治の議定など行う。甲府中開書に「町々会所屋敷と云て町々ニ有之、此時は名主を長人と申会所屋敷にて都而御公儀御条目を申渡す」とある。また、長人は延宝中町役人制度の改定により、下府中三十一人、古府中三十一人の長人が置かれ、貞享四年、総町を九組（下府中四組、柳町、八日、魚、上一条古府中五組、愛宕、古三日、細工、古穴山、御崎）に分ち筆頭町にて集会した。

(註3) 明治元年三月十二日東海道副総督参謀、梅江田武次総督府の命を承け甲府に至り王政維新の大詔を告知す。六月、甲府鎮撫府が置かれるも十一月甲斐府と代る。二年四月、政府官制を革め民部官を置き甲府県と改める。四年七月、太政官制度改正あり、廃藩置県を行うに及び十一月山梨県となる。五年正月戸籍法を施行するに当り管内を八十行政区画に分ち、郡中総代、町年寄、名主等の称を廃して、正副戸長及区長を置き町村の吏となす。

(註4) 幕末維新の甲府に関する二、三の記事として、手許の史料中維新日誌

巻一、一三九頁、江城日誌第十号、慶応四年五月二十一日の条、朝報掲要、巻二、慶応四年九月四日の条などにも散見された。

三 町年寄総説

(一) 意義

町年寄とは一般には町奉行の配下に属し町奉行と町人との仲介役的存在として、前者の布告を後者に伝達することを管掌し及び後者を監督し、更に町奉行の収入たる年貢地代その他の租税の収納事務を負担するのであった。^(註1) 甲府の町では従来、町奉行が支配していたが、享保九年以降はその職は廃せられ、甲府勤番支配がこれに代ったのである。従って、町年寄は甲府勤番支配の管下に属して、その職務は後述の如く勤番支配の御触（町触）口達の伝達、収税、名主の進退、人別改め、防火、防犯、訴訟事件の和解、呼出状の伝達、取調への付添、家屋敷の売買、賃貸借人の変更などの確認、諸証文の案紙の検閲、物価の調査、交通関係、衛生事項、風俗取締など多種多様、町内の万事の世話を行ったのである。貞享五年九月の覚にも「町年寄ハ諸事町御用向無怠情相勤働候称に益々急度可被申付候事」とある。支配者たる勤番支配と被支配者たる町人の中間に立って、双方の直接の軋轢の危険を回避し、統治支配の潤滑性に協力し、又一方、許容せられた範囲内で自治を行ったのである。因みに、町年寄指揮下に各町の長たる町名主があり、司配町内の公務を行った。

甲府の町年寄は、享保九年十月、由緒によって八日町の坂田与一左衛門柳町の山本金左衛門両名が任命せられ、以降明治五年に及ぶ迄両家が世襲したのである。^(註2)

町年寄両家は月番制を以って町政を執った。^(註3) 天保九年一月二十一日御用留「今二十一日より来月十四日迄与一郎月番相心得候」、文政十三年正月「今二十一日より月番相心得候間此段各為心得申達候、坂田与一郎」などの形式で記され、病氣、忌中など事故あるときは変更された。天保七年六月六日御用留「同役山本長次郎儀忌中ニ付今日より此方ニ而月番相心得候坂田与一郎」とある。

年番としては両家隔年江戸参府を行った。

(二) 地位

甲府の町年寄兩名の地位は、甲斐国志卷之百一人物部付録第十によれば「五人扶持ニ侍屋敷六百坪ツツ給ヘリ」とある。坂田家系図、忠堅の項に「享保二年正月如先規町年寄御役扶持トシテ五人扶持並侍屋敷六百坪被下之」とある。扶持等に付ては、勤番支配成立前より給付せられており、享保九年以降はこれの継続にすぎない。即ち、初代親常の時「甲府町検断役に付、天文十年、町屋敷拝領し、」二代泰親の時「天正年中ヨリ町検断役相勤候所、文禄年中於甲府御代官命セラレ御扶持米被下之」とある。そうして、四代忠家の時「延宝六年午五月十一日、新規、御扶持方五人扶持並侍屋敷六百坪拝賜ス」とある。以降、幕末迄これを給与せられた。また、甲府町年寄坂田氏・古書抜書中にも「一、五人扶持宛、坂田与一左衛門、新保三左衛門、右者当年より町年寄為御役扶持新規ニ被下之候間当正月より渡辺弥兵衛、竹川監物以裏判可被相渡之者也（延宝六年午四月二十五日の条）」とある。役地は深町侍屋敷明地に在ったが、柳沢時代は明地なきを以て三人扶持の加扶持が支給せられた、享保九年以降は旧に復した。江戸町年寄、樽屋、奈良屋、喜多村の三家に対しては、幕府は本町の居屋敷のほかに教箇所の町屋敷を与え、三家はそのために年間、五、六百両にもあがる地代を得ていたし、その他付与せられた特権よりの収入も大であった。一方、大坂の総年寄、安井氏は、名誉職的色彩が強く、町々諸仲間からの礼銀、袴襦料、盆・正月の町々からの祝儀などわずかの報酬があったにせよ、幕府からは扶持米を貰ったものではない。これと對比すれば甲府町年寄の「五人扶持」というのは給与が確立せられており、また、大坂の如く他に業を持つものではなく専従の役人であることなどと相俟って統治者側の立場にたつ性格が自ら強くならざるをえない。

帯刀については、坂田家系図、四代忠家の処に「忠家十五才の時忠次、（三代目）後見シテ甲府町年寄ヲ命セラル、寛文元年丑正月十五日御目見シ奉ル、延宝六年午五月十一日新規、御扶持方五人扶持並侍屋敷六百坪拝賜ス、此時如何成ル子細ニヤ江戸町年寄帯刀ヲ停メラル、忠家モ江戸ノ格

ヲ以テ右同意ナリ、是迄代々帯刀致シ来ル所、帯刀ヲ止メラル儀ヲ心外ニ思ヒ元禄十年戌十月退役ヲ願ヒ隠居ス」とある。大坂総年寄も、身分は町人だが町奉行所の方では与力に次ぐ市政上重要な職員とし、町人の頭領の待遇よりも「公儀一味」と認め忠勤を励ませたのである。坂田忠家にしても家の格式からして町人の性格よりは十分に準ずべく、或いは、公儀一味としての意識を強くもち、江戸に順じての帯刀停止は心外至極として退役するにおいては、町人の頭領としての被治者側に立つ姿勢が薄くなっていることがこの点よりも明らかになる。

苗字については、前述、甲斐国志にも「苗字免許ナリ」とあり、坂田家についていえば、干草修理教稚より三代後裔、源右衛門の時、坂内与一郎といっていたのを、武田の「田」をもらい改姓して「坂田」といういわれがあり、山本氏も武田晴信、勝頼二世に仕へた松木次郎三郎の後裔が山本家の養子になったのである。

その他、安永以来町中惣代の格式を以て、江戸参府、年礼御目見を許され、肩衣髪目の着用、道中帯刀、居宅両扉開門、居屋敷内店借人宗盲人別の支配、城内無鑑札通行等准士分の資格を与えられ、総名主を支配して町役人の首位に立って一切の町治をにぎっていたのである。

かように、甲府年寄も江戸町年寄（天正十八年設置）大坂総年寄（寛永十一年設置）などと同じく、幕府直轄の都市行政における重要な役割をはたしていたのである。

(三) 任 免

享保九年十月以降に限定すれば、町年寄の定員は二名にて、坂田、山本両家の世襲するところである。町年寄の新任は前任者が退役すると同時に行われるのが通常である。この場合まず町年寄見習に任ぜられ漸く勤務してから本役に任ぜられる場合がある。見習期間は不定のようだが長い例として、天保六年十一月一日の御用留に「同役坂田与一郎悴坂田信之助儀当御役見習被 仰付候、山本長次郎」とあってより以降、弘化二年末の御用留にまで見ることができるので五年間となる。次に見習を径す直に本役に任命せられる場合も多い。例えば、嘉永六年十一月二十月二十五日御用留

「同役山本金左衛門儀、願之通退役被 仰付、御役悴山本善次郎江被 仰付候、坂田与一郎」とある。任命はこのように「先規より御当地町年寄御役動来候筋目之者」へ当然に継承せられたのである。

町年寄の退役は、老衰、病氣などを理由に退役願を出してそれが許可されるという形式をとる場合が多い。天保元年十月七日御用留「同役山本金左衛門儀今日願之通退役被 仰付跡御役所山本長次郎江被^(註7) 仰付候此段有為御心得申達候 坂田与一郎」とあり、また、元禄十丑年八月二十五日、坂田家古書抜書中「拙者儀近年病身ニ罷成切々相煩殊ニ去冬大病仕其以後疝氣差障歩行不自由ニ而難相動御由候間、御役御赦免被遊被下置候様奉願候以上、坂田与一左衛門」とある。

四 役宅の場所

貞享上下府中、甲府細見によれば、山本家は「柳町壱丁目西側、表九間裏江三拾三間半、南角、金左衛門」とある。即ち柳町と八日町の交差する角にあたる。坂田家については「八日町壱丁目南側 表拾八間裏江貳間半東角、与市左衛門」とある。八日町二丁目と魚町の交差する北側には木戸があり、また、寛永以来ここを「札ノ辻」とよんで高札の掲示場あった。このすぐ南角に町年寄坂田氏の役宅があり、山本家役宅とも一丁ばかりしかへだたない近距離にある。また、八日町二丁目と穴山町の交差するところには八日町定番所と穴山町定番所が木戸をへだててある。両家役宅は共に甲府城の南東の二ノ堀のそばにて下町繁華街と武家屋敷との接する地帯の中央に位置する。

(註1) 隈崎渡博士、日本法制史、中大、三三六頁参照

石井良助博士、日本法制史概説、創文社、四二二、四三一頁参照

(註2) 享保九年十月十五日御用留によれば、初代山ノ手勤番文配、有馬出羽守役宅へ麻上下着用して参上し御目見相済したのは、両町年寄と四十

三人の上下名主であった。

(註3) 町年寄の月番制に関する伝承。県立図書館調査官佐藤七郎氏談。山本

家へ養子善次郎を出した中込左治兵衛の家及び中郷の人々の間の確実なる言い伝え。近世の甲斐は府中の外、九筋二領に区分されていたが

その中の中郷筋は原方、北山筋は田方であった。米のとれない原方の中郷の若衆がサワシ柿を田方の北山筋に野売りに行き米と物々交換する慣例であったが、常々田方の若衆がいやがらせをするのが多く原方では困惑した。そこで中郷筋と関係のある山本金左衛門が実情を聞いて同情し中郷筋と北山筋との間に起った事件についてはいつでも私が管轄するから申出てくれということである。この伝承は月番制に対する例外として専属管轄をする趣意が自分の月番の時申出よということか不明である。所の人々は前者の意だというのが、現在史料等調査中である。

(註4) 松平太郎氏、江戸時代制度の研究、五五〇頁～五五六頁

(註5) 大阪市史、大阪文化史参照

(註6) 甲府の場合は万事江戸型にて、天保十三年頃よりは、「触の未尾の文言中に別紙之通江戸町奉行所ニおゐて町触有之候ニ付於当所茂右之趣

相心得町に名主共へ厚申達」とあるのが多く目につく。

(註7) 天保七年十二月十四日御用留「山本長次郎儀金左衛門改名願之通被御付候」

(註8) 札の辻には忠孝札、毒薬停止札、切支丹宗門之札、御朱印伝馬之札御伝馬御定之札、捨馬之札、人売買禁之札の七枚が常に掲げられていた

四 町年寄の家系

享保九年以降、明治五年に至る迄、町年寄は前述の如く、坂田与一左衛門山本金左衛門の両家の世襲であったが、ここで両家系譜などに付概説してみる。

坂田家に付、甲斐国志巻之百二土庶部第一の記述は次の如くである。

「坂田与市郎、八日町、町年寄坂田与市郎ノ祖也家記云生国伊勢北畠ノ家士也本氏坂内ト云天文中本州ニ来リ武田家ニ仕ヘ源右衛門ト改ム法名善空府中検断三人ノ一トナル其子与市左衛門始名甚八法名正清ハ壬午ノ時ニ当レリ此時ハ洪江五左衛門、千野孫之丞三人也善空ヨリ十一世ニシテ今ノ与市郎ニ至ルト云」

同家系図を参照にしつつ詳述すれば、初代親常（永正元年二月～天正十一年十一月）は、千草修理教稚より三代の後裔、坂内与一郎である。元来

伊勢北畠の家士にて、南北朝の変異にあつて甲陽に移住し、武田家の時代町役人として仕へ源右衛門と改め、府中検断役三人の中の一人として相勤めた。前述の如く、武田の田の一字をもらひ坂田と改姓す。後剃髪して善空と号す。

因みに系譜中次の如きエピソードの記録がある。

天正十年午六月三日甲府より坂田善空、松木了存、辻円喜（共に検断役）の三名も駿府御城内新造の御茶屋にて祝宴に参列していた折、小栗又市、菅沼藤十郎の兩名が家康公側近の大久保七郎右衛門に次の様に云つたと記されている「甲府ヨリ参り候三人ノ禪門定ヲ武田家ノ浪人ト奉存候然ルヲ御ひざ元近ク被為召候ハ御不用心ニハ御座有間舖ヤ」これに對する大久保の答えは「兩名ノ心付尤ニ候去リナカラ武田浪人ト申ニハ無之由緒有之者ノ由挨拶有之此由緒ト申ハ北畠具親トテ元ハ南都ノ東門院ノ院家ニテ有之俗姓ハ具教郷ノ末弟ナリ出家被致候ヘ共具教郷滅亡以後還俗シ具教ト名乗勢多芸家ノ浪人侍ヲ催シ義兵ヲ奉ント致サレ候内ニ信長亡ヒ諸事秀吉ノ成敗ニ成リ具親ハ蒲生飛彈守秀行ニ預ケラレ老衰シテ病死セリ此具親ニ息女出生有之トイエ共隱密ニ致置レ候所成人ノ後容儀宜ク類ヒナキ美人ニテ候間駿河の奥女中ニ被召出権現様御出頭致シ名を一位ト御呼被成行此一位殿坂田松木ハ北畠一族ノ端シ成ルヲ以テ怨ニナサレ御執成ノ上上ニモ御心易被遊候茶鞠連歌困碁將碁杯御相手仕候」とあり更に「坂田松木兩人折々被為召折々拝領物杯有之候其上（家康公）甲州御領國ニ成候以後ハ一国御年貢御取立テ又は川除甲金吟味などノ儀倅共相勤ム」とある。かくの如く坂田家は武田家へ武士として仕えはしなかつたが町役人としての実績がありこれをまた徳川家においても重視したのである。

尚、坂田家文書中には弘化二年（一五五六年）十月の八日市場夜廻之番帳の名宛人として坂田の名があるのが最も古い史料である。

二代、泰親、坂田甚八、後与一左衛門（元和四年十月死去）は、父親常存命中天正年中より町検断役相勤元禄年中甲府御代官命せられ甲州山梨郡古府中国屋鋪塩部村塚原村岩窪村西八幡村東光寺村などを支配したとある三代、忠次、坂田与一左衛門（寛文元年十一月死去）は父親常存命の内

元和年中より甲府町検断役相勤、御扶持米被下之、御目見仕夫より江戸表江年々参上寛文丑年退役す。

四代、忠家、坂田与一左衛門（寛永元年十一月死去）実父五味清右衛門忠次の甥、十五才の時忠次後見して甲府町年寄を命せらる。延宝六年（一六七八）の新規五人扶持、侍屋敷六百坪帶刀停止等の件については前述した。元禄十年戌十月退役を願ひ隠居す。法躰して唱受という。

五代、忠堅、坂田与一左衛門（貞享四年四月ノ延享四年三月ノ享保四年正月十六日町年寄役を命せられる。延享四年二月病氣に付願により退役して隠居す。当代、享保九年に勤番支配下の町年寄になり以降幕末迄継承せられるのである。

六代、忠堯、坂田与一左衛門（享保十一年午二月十三日生ノ寛政九年己正月十日死去）延享二年丑二月六日町年寄役見習被命同四年卯二月十八日本役ヲ被命父忠堅時ノ如ク御扶持方五人扶持並為御役地侍屋鋪六百坪被下之相勤年始御礼江戸参上中絶ニ付先規之通参上仕度奉願候処安永五年申七月廿日願之通向後年始斗御目見ニ罷出重キ御祝儀等ノ節ハ不及罷出尤其節相伺可申旨被 仰渡同六年酉正月三日糊入ニ来献上年始御礼申上御目見被 仰付同年四月退役ヲ願ひ隠居ス。

七代、忠宣、坂田与一左衛門（寛政三年亥八月二十八日死去）忠宣は養父忠堯甥ノ続ヲ以養子ト成明和元年丑十二月二十八日町年寄役見習ヲ被命安永六年酉四月九日本役ヲ被命同八年亥正月三日先規之通糊入二束献上御目見被、仰付夫ヨリ以御隔年江戸参上御目見被、仰付寛政三年亥八月病氣ニ付退役ヲ願ひ隠居ス。

八代、忠喬、坂田源三郎、幼名守蔵（安永二年己十月二十六日生ノ寛政七年卯三月二十五日死亡）天明五年己五月二十七日父忠宣病身ニ依リ町年寄役見習被命 寛政三年亥九月二十六日本役ヲ被命。同四年子同六寅年正月三日先規之通糊入二束献上御目見被 仰付同七年卯三月病氣ニ付願上退役ス。

九代、忠博、坂田与一左衛門、幼名周次、（安永元年辰十二月五日生ノ文政七年申五月二十日死去）寛政七年卯三月忠喬病死に付叔父の続ヲ以家督相続ス同年四月十日町年寄役被命。同月二十八日忠喬倅愛之助養子願之

通被 仰付同八年辰正月三日先規之通糊入二束獻上御目見被 仰付夫ヨリ隔年江戸参上前格ノ通御目見被 仰付文化三年寅九月病氣ニ付退役ヲ願ヒ隠居ス後改名甚八郎ト云。

十代、忠実、坂田与一郎愛之助（寛政三年七月四日生—慶応二年六月二十二日死去）文化元年子十月二十三日町年寄役見習被命、同三年寅九月十三日日本役被命。同五年辰正月三日先規之通糊入二束獻上、御目見被 仰付夫ヨリ以後隔年江戸参上前格之通御目見被 仰付嘉永二年酉十月病氣ニ付退役ヲ願ヒ隠居ス。

十一代、忠善、坂田与一郎、幼名信之助（文化十四丑年十二月五日生—明治二十八年九月二十日死亡）天保六年未十月朔日町年寄見習被命。嘉永二年酉十月二十三日日本役被命慶応三年卯十二月徳川家將軍職ヲ辞シ太政返上明治元戌辰王政維新ノ御戸長役被命後区長役被命。明治五年申五月退役ス因みに、十二代、忠薫、幼名信義（安政二年四月—大正八年）は明治十年八月郵便取扱役見習被申付、同十三年七月郵便取扱役被申付、同十八年十一月書記被申付、二十二年郵便電信局書記、三十九年四月依願免本官とあり。当主は十三代、坂田喜美さん（明治二十六年—昭和三十一年）の夫君、季吉氏である。

山本家は現在その子孫不詳のようである。

前述甲斐国志によれば「山本金左衛門。柳町。町年寄也坂田二人シテ勤之各賜五人扶持持屋敷明地六百坪宛御預ケ也家記云其先松木次郎三郎、永禄十二年己巳十月二十六日信玄印書天正五年丁丑二月三十日勝頼繼目印章右二通ヲ蔵ム。治郎三郎法名梅安其男七左衛門五郎兵衛二人ト俱ニ府中ニ移レリ七左衛門法名了存府中ノ検断トナル後有故更ニ氏山本一八世ニシテ至レ今ト云五郎兵衛ハ甲金極印ヲ奉ハルトアリ」また、甲府略志によれば「山本氏は其先松木次郎三郎と云う。武田晴信、勝頼二世に仕う、其子七左衛門、府中検断を役す。其子茂兵衛正雄、巨摩郡乙黒村、山本氏の養子となり山本を称す。其子金左衛門正辰、宝永四年始めて町年寄役を命ぜられる山本家系譜は次の如くである。尚カッコ内は在職期間を示す。山本金左衛門正辰（寛永四—寛保二）同広当（寛保二—宝暦四）同正省（宝暦四—天明四）同昌預（天明四—文政十三）同昌宣（文政十三—嘉永六）同昌親

（嘉永六—明治五）廃職となる。

五 町年寄の職務内容

天領甲府の統治権者は勿論、幕府、特に老中の管轄であり、出先機関たる甲府勤番支配に委任せられてはいたが、実際上の必要に基き、許容された範囲においてではあるが、町内に關する百般の事務処理については、町人自らが為し得る事項も多く、いきおい町役人の職務も繁雑多様になる。今日の行政法上所謂地方自治の意とは勿論異なる処ではあるが、その取扱項目の範囲は今日よりは広いと謂える。例えば、儉約、勤勉の奨励など政教一致に積極的に町人を参画させたり、司法・警察権の一部を町方にも分担せしめ、刑事政策的な相監、相制はもとより、刑事責任の連帶性をも重視した如きであり、そして、この元締めともいえる町の施政機関たる町年寄その下の名主の意義も重大といえる。以下、現研究段階ではまだ断片的ではあるが、その職務内容、取扱事項等につき十六項目にわけて略述する。尚、史料の大部分は、山梨県立図書館所蔵「甲府御用留」「甲府御用日記」「町年寄役御用当座留」「御触書留」坂田家所蔵「古書拔書」などより引用する。

（一）町触・口達の伝達、布告

市中に「可ニ触知一者也」町触や「可レ被ニ申聞一候」ものなる口達などを勤番支配より承け、名主共を役宅江召集してこれを伝達し、町々各人に周知徹底をはからしめることがまず第一の職務であろう。これは勤番支配よりの一方的行為であつて町人がその内容などにつき批判がましいことは一切云えない性質ではあるが、他方、慣行とか為政者側で許容した事項等については、実践履行の必要上、町年寄独自の権限で名主などへ申達する事項や、町式目の類も存するは勿論である。

貞享五辰年九月の「覚」に

一公儀且又從 殿様被 仰出候儀或御法度又者御仕置求之批判仕族亦者御詮議求之儀何角与申族有之候は後日ニ相聞候共急度被遂御詮議可及沙汰候間益々其旨可被相心得候勿論支配之者迄堅可被申付候事

一公儀且又從 殿様御法度之趣亦者重キ御用向之儀或諸事御触求之儀町奉行衆触頭衆より支配所へ直ニ申付遣シ可被申候且又從此方不申渡各々ニ簡斗之御用向ハ可為先例候事

一寺社方江之触之儀者至其時下知可致之候間其節可被相窺候事とあり。また、同年五月二十二日の「覚」には、

一自今以後町中より差上候諸御触御請書付之儀諸事町御奉行所へ町年寄兩人之印形ニ而御請之書付差上町之長人方より町年寄へ右之如く御請之書付取置長人方へハ平より判形書付可取置旨阿波守殿被御渡候由町御奉行所ニ而被御渡候とある。

(二) 町民徳育の指導

為政者が其の領内に布く法令に勤勉の励行を強いるものが多数存する。

町役人に督励の責務を負わせ、町の繁栄を増進せしめるのである。天保十二年正月八日の御用留に「長寿之者並孝行奇特之者有之候ハ取調来ル十一日迄可被申出候。町年寄」とあり、また、医師に対する勤勉督励に関しては、天保十二年十一月の御用留に「近來医師之風儀一絲惡敷相成病家江罷越候度毎酒料或者弁当代与唱金銀を乞請候由ニ相聞候病躰ニ寄候而者時刻並風雨等之無差別相招療治請候事有之ニ付病家之心得を以手当致し候」とある。

各々の職に忠、業に勤勉でも、節儉を以てすることなければ勉勵は何等の効果をも奏せずとの前提に、甲府勤番も節儉を勤め奢侈を戒める布達を度々出し、町年寄もこれが実行に努力しているのである。

天保九年戊戌六月の「覚」の中には

一町中奢ケ間敷儀致間敷旨前々相触候趣近來相ゆるミ又は触書之趣却而心得違候筋も有之哉ニ相聞候前々触書之趣得与相守可申候事

一絹布を着不申逆機留唐木綿其外代料絹布之ひとしき品を用ひ申間敷候事
一吉凶並神事等膳部之菜数を減し候進一品ニ而茂多味ニまさり候菜具用ひ申間敷候事

一床之間違ひ棚等を作り不申候逆物好之家作致間敷候事

一惣而家居者雨露之舎与申儀を忘衣服は暑寒之凌を次ニ相成料理菓子之類ニ至迄風味善惡によらず只高料之ものを好候事以之外之事ニ候

一惣町名主共町法評議等ニ而寄合候節酒喰等取捨又は無用之雜費等不相遂致候様可候事

一惣而祭祀事等入用相掛り候町々も有之哉ニ相聞不埒之事ニ候自今以後惣而物入ケ間敷儀無之様可致事などの数項目がありそうして

「未々之者共迄能否込相守候様ニ町役人共入念可申教候若等閑之致方相聞ニおゐてハ糺之上急度可申付候事」と町役人に努力を命ずる反面「町役人共之内心掛宜敷もの有之此度申渡候趣深切ニ世話いたし候者有之候ハ可申立可及格別之沙汰求其旨可存候事」ともある、

天保四年十月の御用留に「此節世上米穀払底ニ付諸人困窮ニ付……米穀隱置又はメ売に致候ものも有之ニおゐてハ急度申付候条……」とある。酒造に付ても米穀払底の場合は三分ノ一減ぜよ（天保四年九月御用留）三分ノ二減ぜよ（天保五年十一月御用留）など節儉を命じている。

嘉永六年七月の御用留にも次の如き節儉の厳命がある。

「質素節儉之儀前々より数度被 仰出有之候処万石以上以下共都而驕奢之旧習不立直向も有之且近年異国船度々渡来彼是御備等之筋御用も有之諸家之失費不少依而者此度公儀五ヶ年之間際立候御儉約可被遊 思召候間右年限中者何茂格別諸事雜費を省防禦武備之筋一箇ニ力を用可被申候云々」

寛政元酉年三月安藤出雲守大久保遠江守御触書には

一不益ニ手間掛り候高直之菓子類向後可致無用事是迄存来候意相止可申事
一火事羽織頭巾結構之品可致無用並町方火事まとい錫箔之外用間敷事
一能装束甚結構成茂相見候間向後輕く可致候並女之着類も大造之織物無用可致事

一破魔弓菖蒲甲刀羽子板之類金銀鉄物並箔用申間敷事

一雛並もて遊ひ人形之類八寸以上可為無用候右以下之分は廉末之金入とんす類之装束不苦候事

一雛道具梨子地は勿論蒔絵ニ候共役所之外無用之事

一櫛かふかひ髪さしホ金ハ決而不相成銀籠甲も大造に無之は不苦候並目立

候かさり細工入組高直之品は売買停止之事

一喜世留其外とて遊び同前之品金銀遺ひ申間敷並蒔絵ホ結構ニ致間敷事
右之条々急度可相守惣而奢たる品拵へ申間敷旨元禄享保年中触々趣猶又
此度改而右之通被 仰出候尤唯今迄商人仕入候分者当年限り商売致し来
成年よりは書面之通可為停止候停止之品自今若誂候もの有之候ハ奉行
所江相伺差図を可請旨町方江茂相触候之条被得其意候

西 三 月

(三) 江戸登城・年始

町年寄は、安永以来、町中惣代の資格を以って、兩年寄、隔年、年番に
て参府、年礼、御目見を許された。献上品は、市川産糊入である。毎年御
用留の劈頭にはこの事項から記入されているのが慣例である。一例を挙げ
れば文政十三年正月四日の条に、

同役坂田与一郎儀当三日於江戸表登 城 御白書院希鑑之御間次年始御
礼申上兩御丸様江献上物差上御奏者番様御披露 御目見首尾能被 仰付
難有仕合奉存候右為御礼 御老中様若年寄様御側御用取次中様寺社御奉
行様方不残相廻万端無滞相済候段宿送りを以申達候

正月 四 日

山本 長 次郎
山本 金左衛門

(四) 甲府城内に関するもの

御用留、御用日記中にも散見できるが、ここでは、甲府略志、町年寄行
事を参照して項目のみあげると左の如くである。

一城内外掃除触当之事

毎月十日免許人足十五人、二十日同五人、二十九日同五人

一月並三日御礼罷出候事

一城中稲荷御初穂草金之内より金百疋宛御月番役所江相納候事

一六月土用より城内外土用大掃除有之免許人足触之事

但日限員数ハ加勤方より申来候節相触之事

一六月土用之前日より御城中御武具風入ニ付手伝人足之儀は武具奉行衆よ

り被申越候ハバ例之通相触候事

一十二月十七日城内煤取定日十八日人足三十人葉付竹二十本触当差出候事
一同二十三、四日頃城内外松飾ニ付定式人足之儀日割人数相触候事

(五) 人事異動の公示・役人監察等の先触

將軍の代替り、大老、老中、奥方などの異動、婚姻、出産、死亡など中
央政府の情況について町年寄の町人への伝達も早々に為されており、住民
と関係の深い甲府勤番支配、加勤方人事に付ては勿論である。次に数例を
挙げれば、

天保七申年九月、御用留

一来酉年正月

公方様 内府様御移替之節西丸江

御台様 御本丸江

御簾中様 御移替可被遊旨被 仰出候

一内府様 御移替当日より 上様与奉称

將軍 宣下当日より

公方様与奉称候事

一公方様西丸江 御移替当日より

大御所様与奉称候事

一御台様西丸江 御移替当日より

大御台様与奉称

御簾中様 御本丸江 御移替当日より

御台様与奉称候事

九 月

右之通御書付を以被 仰渡候間被得其意町内不残様入念可被相触候尤町
内ニ有之寺社方江も通達可有之候此書付被致印形早々相廻留より長次郎
方江可被相返候以上

申九月十九日

天保八酉年、御用留に、

町 年 寄

松平初之丞殿御事徳川民部郷殿御養子被仰出候段被 仰下候依之為恐悦
明後九日可相越事

西五月七日

民部郷殿御病氣之処御養生不被相叶去ル 七日逝去ニ付同日より普請者
三日鳴物は七日停止之事

西五月十日

(六) 駿府目付に関するもの

甲府は毎年駿府御目付の巡見、査察をうけたのであるが八月下旬頃到着
するのが恒例であつた。従つて、町年寄は次の如く準備をすることが慣例
になつてゐた。

一 八月中旬目付到着に付相触候事

一同十九日頃目付逗留中諸色買物直段高直ニ無之様相触候事

一 郭内外高札場并巡見道筋掃除諸心得相触候事

一目付五ヶ所巡見―御獄(昇仙郷) 善光寺、北山筋、恵林寺筋、一、二、

三宮―各筋へ相触候事

今一例として文政十三年の御用留より史料をあげれば

駿府御目付大島雲四郎来二十四日到着候間諸事例年之通相心得掃除ホ入
念申付不作法無之様可致事

寅 八月 山城

町 年 寄 江

右之通御書付を以被仰渡候間被得其意町内不残様入念可相触候尤自身番
立番差置え火之元入念可被申付候且町内ニ有之寺社方江も通達可有之候
此書付被致印形早々相廻留より金左衛門方江可被相返候以上

寅八月十四日

山本長次郎

坂田与一郎

山本金左衛門

御目付様御逗留中諸色御買物可有之候間直段高直ニ無之様随分吟味仕可
申旨被仰渡候尤御家来中迄右之通相心得候様商売人共江可被申付候此書
中被致印形早々相廻留より与一郎方へ可被相返候以上

寅八月十七日

町 年 寄

御目付大島雲四郎様明二十六日朝六ツ時御出宅ニ而御城内御見分引続十
五日御門内より御見分ニ付御見付外通掃除被申付御見分之節各罷出人主
不致様可被申付候此書付被致印形早々相廻留より与一郎方江可被相返候
以上

寅八月二十五日

町 年 寄

明二十七日御目付大島雲四郎様菅谷山城守様明六ツ時御出宅ニ而於源町
角場鉄迄御見分有之候間―後略―

寅八月二十六日

御目付大島雲四郎様明二十九日明六ツ時御出宅ニ而御見付外通并長禪寺
辺湯村迄被成御巡見候間……

寅八月二十八日

御目付大島雲四郎様明晦日明六ツ時御出宅ニ而善光寺より住吉迄被成御
巡見候間……

寅八月二十九日

御目付大島雲四郎様明三日明六ツ時御出宅ニ而一二三宮被成御巡見候間
……

寅九月二日

御目付大島雲四郎様明十一日晝七ツ時御出宅ニ而駿府江被成御発駕候間
御通之町之者今晚より掃除可申付往還差障候もの者为取除御通之節各罷
出不礼ホ無之様可被申付候此書付被致印形早々相廻留より与一郎方へ可
被相返候以上

寅九月十日

山本長次郎

坂田与一郎

山本金左衛門

(七) 代官所に関するもの

代官所へ差出す米麦銭相場書のため、穀間屋并両替屋へ定式触当之事

正月四、七、十月米麦錢相場、九月錢相場のみ、右何れも十五日の相場
宝曆十二年代官頼銅左十郎のときより定式となれり。

(V) 營業の取締

御用留記の中には、幾多の触、違により、特定の商業に対し、独占的に
營業許可を与えて保護したり、反面、抑制したりして、積極的干渉を行っ
ている。町年寄もかかる場合、直接、間接に關与して商事の円滑化に寄与
している。例えば、穀問屋同仲買惣代之者が役所へ呼出される場合の付添
穀問屋同仲買惣代之者

右之者共江御用之儀有之候間今九日追手御役所江召連可被罷出候此書付
被致印形早々相廻留より可被相返候以上

己十二月九日

坂田与一郎

(天保四癸巳年御用留)

肴商売人に対する場所指定、直買、直卸の禁止、監督

甲府魚町肴商売之儀者魚町式丁目ニ限り問屋仲買相立有之上者他町ニ而
直買直卸ホ致問舖候旨前々より度々相触候処又々近頃心得違之者茂有之
他町ニ而直買直卸ホ致し候者有之哉ニ相聞如何之事ニ候以来魚荷物何方
〇〇附入候共直買直卸ホ堅致問致候万一心得違之者於有之は可遂吟味問
触書之趣急度相守以後心得違無之様可致候若相背候者於有之者本人者不
及申名主五人組迄可為越度候
右之通町中不残様可触知もの也

未 七月 下 総

伊 勢

町 年 寄 江

(天保六乙未年御用留)

もぐり質屋のしめだしに付ては、

質屋渡世之儀明和九辰年仲間とも取締方申渡相触置候処近頃猥ニ相成仲
間外にて隠質ホ取候者も有之由にて追々及衰微且紛失物ホ穿鑿行届兼致
難渋候旨仲間之者ともより願出候右は先年も相触候通仲ケ間外にて内々

質物ホ取候儀有之間舖心得違之事ニ候向後仲間外ニ而隠質ホ取候者於有
之は遂詮義急度可申付条自今心得違無之様可致事
右之趣町中不残様可相触もの也

七 月 六 日

伊 勢

町 年 寄 江

(天保五甲午年御用留)

太物屋仲間に関して

御府内太物屋仲間并仲買之者共一統奉願上候私共家業之儀古来より渡世
仕来罷在毎年正月并八月御目付様御入ホ之節太物相場書御町年寄所江書
上致来往古寛文中ニ被仰渡有之候……略

(天保三壬辰年御用留)

砂糖製作に付ての制限

近來於諸国砂糖之製作追々相増大坂表其外国々江積送り高多分之趣ニ相
聞候右ニ付而者自然本田畑江甘蔗を作り米穀ニカへ砂糖製作を専ニ致し
候之儀者不可然事ニ候依之自今以後猥ニ本田畑江甘蔗を作り候儀停止た
るへき候但荒地或者野山をひらき米穀不熟之地江作り候は可為格別事略

(天保十一子年御用留)

出版の検閲に付

何之著述ニ不限総而書物板行致候節本屋共より町年寄江可申出候、同人
より奉行所江相達差図之上及沙汰候答ニ付紛致儀無之様可致候且又彫刻
出来之上一部宛奉行所に可差出候若内証ニ而板行ホ於致ニは吟味之上嚴
敷之咎可申付候……略

(天保十三寅年御用留)

右の外、秤改め、薬種商、油屋など枚挙に暇がないが、これらより、甲府
町内の商業活動は相当に活潑であった事を推測せしめうる。

因みに、甲府の商業活動を知る一助として坂田家古書拔書中より次の史
料を挙げる。

覚

一穀物式万五千両余 穀問屋拾八人

一小間物五千兩余 細物屋拾七人

一布物四万八千兩余 布物屋六拾五人

一糊入旦紙式千兩余 紙問屋三人

一茶八千六百兩余 茶問屋七人

此外駿州へ参り直買仕候分千兩余御座候

一塩三千三百兩余 塩問屋八人

一肴四千貳百兩余 肴問屋三人

一多葉千貳百兩余 たはこ問屋四人

是ハ御城下町小売斗如此他国へ売出し候ハ皆ニ在々より売出し申候故
相知レ不申候

一薬種八百兩余 菜種屋拾貳人

右之通大様之種リニ而御座候以上

卯 八月 十日

町 年 寄

(ウ) 土木工事など

町内の道路の監守、掃除の實行、橋梁の修膳は当然町の任務に属し、更に寺社の修膳等に対する寄附金も相当強制的であつた。工事の入札は「御破捐方御役所」の管轄であるがその触や、下調べを町年寄、名主共が行っている。

此度郭内八日町口御門外御橋堅町口御門外御橋御修覆目論見有之候ニ付入札望之者は来ル六日迄御破捐方御役所江罷出仕様帳面写取入札可致候

入 札 之 訳

一 材木方

一 釘鉄物方

一 大工方

一 人足方

右之内望之品斗入札致候共又は廉々不残請負候共勝手次第入札被仰付候間被得其意町内不残様為触知右望人有無共書付来ル五日朝五時迄金左衛門方江可被差出候此書付被致印形早々相廻留より可被相返候以上

寅 三月 朔日

山 本 長 次 郎

坂 田 与 一 郎

山 本 金 左 衛 門

(文政十三庚寅年御用留)

(ハ) 納 税

課役ハ前述の城内掃除人足、雪掻人足、城内外濠掃除人足、土手草刈人足、町役人夫、町用水人夫などがあつた。但し、諸職人の類にて城中の破損、武具の修繕を役せるものは一般の課役を免除せられ、別に伝馬役は課された。

小役ハ小物成銀は運上、冥加納それぞれ課せらる。因みに、甲府家時代酒造等に定率運上を課したり、また柳沢家時代には諸運上及宴加金を軽減を行つたりしており、享保以降は、次第に各種營業の増加するに至り、營業組合を結ばしめ、各組合より一定の宴加金を上納せしめた。天保十三年諸仲間組合廃止と共に甲府においても、一時宴加免除となつたが、嘉永元年から旧に復している。

これら納税の重要性に鑑み、町年寄は「……上納仰付厳敷被申付、日限通無相違取立之上納可有之候」と責務が大であり、未納者に対する督促は頻繁に町年寄の自らの権限で申し伝え、かかる収税事務は町役人の苛煩なる役目であつた。

春、夏、秋、冬の御借米の世話、十二月上旬、公儀より貸付金之利息上納之儀共に町年寄の職務である。

御貸付金年賦上納之儀今以上納無之候間早々上納有之候様拝借人共江厳敷被申付取立之可被相納候此書付被致印形早々相廻留より可被相返候以上

寅十二月二十日

坂 田 与 一 郎

(文政十三庚寅年御用留)

冥加金納

一金五兩	穀仲買 五十五人	一金貳分	横沢町 太郎右衛門
一金貳分	同町 伝兵衛	一金貳分	下一条町 八右衛門
一金參分	魚間屋 四人	一金毫兩	山田町竹間屋 弥右衛門
一金毫兩	魚町魚商人共	一金貳朱	堅町湯屋 広吉
一甲銀五十金	湯屋仲間十人	一同百三十三貫	髮結親方九人
一同五十六貫	西青沼町名主納地代	一同七貫	同町同人
一同十二貫	緑町 安兵衛地代	一同五貫五分	柳町上組共地代
一同三十四貫	下連尺町 忠右衛門地代	一永三貫文	堅近習町家持共
一永百文	同町定七地代	一甲銀十八貫	片羽町名主納
一合三分	同人内御橋脇地代		

右之通冥加金米ル十日迄善次郎方江相納候様可被申付候且亦湯屋魚屋穀仲買髮結親方有之町々者右之趣通達被致相納候様可被申付此書付被致印形早々相廻し留より可被相返候以上

丑十二月六日

山本善次郎

(嘉永六癸丑年御用留)

(二) 民事関係

田地の質入、家屋などの売買、貸借など財産の変動、家督相続、養子、婚姻など身分関係の立会、確認などは町年寄、名主の関与する事項である町年寄手控に「町中跡式の儀先年申付候如く存生之内遺言状致諸親類、名主、五人組立合早速町年寄の帳ニ付可申候事」とある。

農業は国の本であり、農民の固定と農地の自由譲渡禁止を幕府は重要な政策としていたことは申す迄もない。即ち、田畑の永代売買及小高の百姓がその田地を分与することは厳禁し、これらに関し、名主、五人組などの監督と連帯責任を重くしているのである。町年寄も名主の監督者としてまたこれらの責任についても分担しているのである。

因みに動産中馬の売買については次の史料がある。

売渡申馬手形之事

一 青黒毛男馬老疋 但年六才長ケ尺四寸
右是ハ拙者所持仕候馬柳町馬喰加兵衛口入ニ而伊豆之国南条村長五郎と申者方江証文を取先渡し申候以來証文御用之儀御座候は何時成共指上ケ可申候為後日仍如件

貞享五年

和田平町

四月二十八日

馬売主 徳兵衛 印
長人 吉兵衛 印

町御年寄衆中

(三) 町内治安

「町」は風俗の取締を為し、町内治安紊乱の危険のありそうな者を予防監視し、消火、防犯を為し、犯罪捜査、犯人収捕に協力するなど幾多の責務を有したのである。その若干例を以下に示そう。

① 風俗の取締

賭博の取締に付、弘化三年御用留

阿部伊勢守殿御渡候御書付写

博奕之儀ニ付而者度々相達候趣茂有之候処此節相弛ミ屋敷并寺院におゐて中間小者博奕致し他所よりも入込手合ニ加り候風聞有之不埒之事ニ候未々之者共入念相改急度可申付候尤火附盜賊改組之者堅く相廻り候ニ付様子次第踏込召捕候儀も可有之候間為心得申達候事
右之通向々江可被相達置候事

五月

前書之通江戸表ニおゐて被 仰渡候ニ付当表猶以屋敷々並寺社町方共入念相改可申候尤不限昼夜加勤方与力同心共相廻り様子ニより踏込可召捕候間其旨可存事

右之趣町中不洩様可触知者也

午五月

丹後

町年寄江

湯屋の混浴の禁、隠売女の禁、女髪結に付風俗を害するものとしている。

近來町々ニ女髪結与唱渡世いたし候女共数多有之候由相聞候……中略……
：髪結渡世いたし候女ともへたれも身元不慥もの多中ニ者色情之取持など致酒含之振廻受又者祝儀貰請候様成義有之哉ニ相聞候右者町方風俗ニ拘候儀ニ付以來女髪結渡世差留申付候……略……

(天保十二丑年御用留)

葬儀の風習に付分相応の墓地の規模などを命じている。

近來百姓町人共身分不相応大造之葬式いたし亦是墓所江壯大之石碑を建院号居士号ホ附候趣も相聞如何之事ニ候自今以後百姓町人共葬式は仮令富有或は由緒有之者ニ而も集僧十僧より厚執行をいたす間敷施物ホも分限ニ応寄附致し墓碑之儀も高サ台石とも四尺を限り戒名江院号居士号ホ決而附申間敷候尤是迄有來候石碑は其俗差置追而修覆ホ之節院号居士号相除石碑取縮候様可致候

右之趣御料私領寺社領共不殘様可触知者也

四月

② 町内警備、防犯

これは町自身の重大責務である。寛政以來八日町「札之辻」町年寄坂田氏宅前に高札場を建て禁を犯す者を嚴科に処した事は前述の如くである。盜賊捕亡は勤番、与力、同心の専務ではあるが、夜廻り、木戸、立番、自身番の制を設けて町内自衛の責務を負わせている。

木戸往還取締之事

一木戸往還城屋町より西青沼町迄は四つより木戸打くくりあけ置尤あやしきもの通候はば相改通し可申候しなにより見届かざる者に候ハバ町次ニ通候か又は押置其町長人方迄可申届候

一脇町の木戸之儀暮六つより打候而くくり計あけ置四つよりくくりをも打其後通り候者有之候は相改通し可申候尤野道へ之木戸は暮六つより打可申候

一信立寺前へ之出ぬけ教安寺裏門へ之出ぬけ誓願寺へ之出ぬけ長禪寺前へ之出ぬけ古府中へ之出ぬけ此五ヶ所之分木戸は四つより打其後通り候はで

不叶者は相改通可申候

右之通被仰付候間急度其町中へ可申渡此書付ニ印判被致留より与一左衛門方江返し可申候

天保二辛卯年

覚

一町々ニ而自身番ニ出候者時々柏子木を打候由時々柏子木へ常々廻り夜番之者ニ打せ自身番之者ハ半時々々ニ相廻り諸事心を付用心敵敷可仕候夜番之者ふせり候而柏子木不打者も有之候ハハ吟味いたし見当り次第急度可被仰付旨町奉行所より御廻状出申候ニ付如此留置申候

(元禄七年十月五日 坂田家古書抜書中)

町に出入の者の監査、例えば、天保十三年五月の御用留によれば

諸国より当地江入込候遊曆者与唱候類浪人山伏鉢之者其外遊芸指南ホ申立候者共之中には身元不正もの多く虚名を以て諸人を惑し町方風俗ニ絢り候儀至差置候

として以降かかる者を差置く折は十分監督すべく当人名主連名の届を町年寄へ差出せと命じている。

その他、徒党一揆の防止、銃砲所持者の取締、喧嘩口論の取締、町内棄子行倒れ人の世話、紛失物の取扱等がある。

犯罪の捜査及取締への協力も重要であるが、人相書などを配り、情報などを提供せしめた天保八年御用留中には大塩平八郎の乱の人相書が多数含まれている。

此度村々之者共騒立候一件為吟味御勘定評定所留役金井伊太夫日下部七之助石和陳屋江罷越候ニ付吟味中町方之者共呼出候節は両御役所江掛合有之且は其次第二寄踏込為召捕候儀も可有之旨御勘定奉行より申越候間為心得申達置候

(天保七年九月二十一日御用留)

当二月十九日不容易企および大坂市中所々ニ致放火及乱妨候元大坂町奉行組与力大塩平八郎并組与力大塩格之助同瀬田濟之助組同心渡辺良左衛門同庄司義左衛門近藤堀五郎ホ人相書

大塩平八郎

- 一年令四十五六才
- 一顔細長く色白き方
- 一眉毛細く薄き方
- 一額開き月代青き方
- 一眼細くつり候方
- 一鼻常躰
- 一耳常躰
- 一せい常躰中肉
- 一言舌さわやかニ而尖キ方
- 其節之着用
- 一歛形付甲着用
- 一黒陳羽織
- 一其余着用不分
- 一年令二十七才斗
- 一顔短く色黒キ方
- 一勢い低き方
- 一鼻常躰
- 一眠常躰
- 一眉毛厚キ方
- 一齒上向齒式枚をれ有之
- 一言舌都成方
- 一其節之着用不分

大塩格之助

以下省略

(天保八年三月御用留)

③ 五人組・人別帳

慶安事件以降、幕府は浪人及び異教徒の取締を厳にして明暦、万治中しばしば禁令を発したが、各地とも盗賊多く治安が乱れたので、宗門取調、五人組の組織の制を立てその取締を厳にした、甲府町中は寛文二年初めて宗

門帳を編成し同五年五人組の組織を改定する。

これらに關しての町年寄の職務としては次の如きものがある。

四月中旬人別改を前例之通り帳面に相認め、七月中迄に差出す様、子、午之年に相触れるのである。子年は山本掛り、午年は坂田の掛りである。七月下旬町中五才以上宗盲人別改には、帳面例年之通相認、寺判取之、九月二十五日迄に差出候様可触候事

定

- 一其町五人組之内より老人つつ出合五人与一組に申付候万事無油断致儀
組中指引可申事
 - 一吉利支丹宗門かましき者見及聞及組中より不申上脇々より申上候は曲事
可申付候事
 - 一火之廻り昼夜無断可申付候事
 - 一他国より来候者商其品又は其人の芸能職を改長人町年寄方へ急度相断指
図を請可申事
 - 一他国者当地へ参十年二十年居住致し體成者に候共請に立当地に有付度と
申他国者有之は長人町年寄差添奉行所江窺可申事
 - 一博奕のかけ勝負当座之興月待たりといふとも仕ましき事
 - 一毎度夜あるきなと致し其子細組中に而見届さるもの候は長人町年寄方江
急度相断可申事
 - 一右之条々吟味之上五人組は不及申長人曲事に可申付候以上
- 寛文五己五月十七日

弥兵衛印
監物印

宗門改之儀前々之通五歳已上致吟味諸事子年之通帳相認メ寺判取之来ル
九月二十五日迄金左衛門方江可被差出候以上

右之通可相触旨被仰渡候間入念咎人茂落無之様書載可被差出候此書付被
致印形早々相廻留より金左衛門方江可被相返候以上

寛七月二十日

山本長次郎

坂田 与一郎

山本 金左衛門

(文政十三年御用留)

(三) 防火・消防

万治三年(一六六〇年)正月、市中火を失し延焼二十二町に及び、全市中繁華の市街殆んど焼土と化してより、年々、盆、正月両度、定例町触に固く防火を警め、冬期は又臨時の令の下に町中が努める。

消防の制も享保中幕府江戸に火消組の制を立ててより、甲府もこれに準して火消人足九百八十八人と定めたが、延享年中、二百九十四人に減じ、上鳶、中鳶の二組に分ち、八丁組、十三丁組、上府中組の三組となし、各町名主、五人組頭、差図役の制がある。

享和三年(一八〇三年)町年寄より上申したる火消覚書を、甲府略志中より引用すれば左の通りである。

覚

一火消人足之儀延享元子年五月柳町八日町山田町三日町立近習町横近習町

穴山町工町右八町より相願御聞屈之上鳶之者右抱に相成同年外拾三町并

上府之儀も右同様に相成申候八町組定式人足高百五拾七人之内百七人分

当時抱鳶三拾人之貨銀に引相残五拾人出人足に相成申候尤此内諸向欠付

人足道具持等に引水之手と申働候人足拾三人に御座候拾三町組定式人足

高百七拾人之内九拾人分当時抱鳶三拾人之貨銀に引相残八拾人出人足に

相候是又諸向欠付道具持に引水之手人足三拾六人に御座候

上府中組定式人足高百五拾四人之内八拾式人分当時抱鳶拾五人之貨銀に

引相残七拾式出人足に相成候是又諸向欠付道具持等に引水之手人足三

拾五人に御座候

右三組合水手人足八拾四人に御座候

持物等之儀當時は相違仕候

亥 七 月

町 年 寄

防火についての心掛に関して(年代は不詳)

覚

一火鉢之さきに屏風立へからす事

一火たつ棚に置申事無用ニ可仕事

一棚ニ而碁将碁さすへからす事

一町中ニこやし置へからすの事

一自身番夜番大切ニ可仕事

一奉公人衆江慮外致へからす事

一御城代衆御通り之節棚之者共手をつき可申事

一夜番あんとん新敷はり可申事

一町中馬士共をり可申事

一職人之事

一町奉行所木履杖つき申間敷事

一棚ニ而しきふとん無用之事

十二月

上下町中長人中

町 年 寄

(坂田氏古書抜書)

文政十三庚寅年、御用留中に

一町中は水桶差出候様可被申付候

一竈改之儀例年之通各井上組共家別ニ相廻り入念銘々相改来ル十五日長次

郎方江可被相居候

一折々風立候節は火之元御氣遣ニ被思召候間先達而被 御渡候通自身番立

番無油断相廻り火之元入念候様可被申付候風明候節は不焚様可被申付候

……略……独身之者私用ニ罷出候節は隣家江為相知留守之家内火之元心

付候様可被申付候

寅十一月朔日

町 年 寄

とあり、因みにこれに関連して次の史料も挙げる。

覚

一町中出火之節火元へ猥ニ人集候与相聞へ候間火消人足之外又は火元近所ニ親類有ものハ格別其外火事場江一切集中間敷候若相背集候族有之にお

いては急度召捕可申候
右之通町奉行宅ニ而惣町中江相触可申候以上

未 二 月

(四) 訴訟関係、司法事務

町人の紛争解決には、町年寄始め町役人の力添が大きく、次に挙げる各史料よりも明らかな様にそれぞれの役割を果している。

町方諸願公事訴訟之儀向後は月番之宅ニ而願書直ニ可請取候間朝四時より八時迄之内其訴訟人に訴状又ハ願書為持其所之家主名主五人組差添可罷出候勿論訴出候段町年寄江茂可相届候事

附急変ホ之儀は不限昼夜可訴出事

子 七 月

(年代不詳、町年寄は甲州府中

八日町坂田与市左衛門とある)

公事出入目安上ケ候儀直ニ此方へ長人持参致候てハ町年寄不存差支罷成候間以來ハ町年寄江持参致差図を請上ケ候様可仕旨上下町中長人評定所江被招呼被 御渡候

亥四月二十二日

戸田阿波守殿御渡被成候御書付

覚

一 公儀且又從 殿様被 仰出候儀或御法度又者御仕置ホ之比判仕候亦者御詮儀ホ之儀何角与申族有之候者後日ニ相聞候共急度被遂御詮儀可及沙汰間益々其旨可被相心得候勿論支配之者迄堅可被申付候事

一 公儀且又從 殿様御法度之趣又者重キ御用向之儀或諸事御触ホ之儀町奉行衆触頭衆より支配所へ直々之書付遣し可被申候且又從此方不申渡各ヲ簡斗之御用向ハ可為先例候事

一 寺社方江之触之儀は至其時下知可有之候間其節可被相伺候事

一 公事訴訟之者有之節町与力并手代又ハ町同心等内証ニ而捨置不相済候様ニ兼々急度可被申付事

一 町方地方共ニ諸事御詮儀半ニ伝手を以何角与内証ケ間敷義又は繕ケ間敷

義無之様急度可被相心得候勿論支配之者迄此旨兼而急度可被申付候事

一 公事訴訟之者有之節其者ニ由緒有之町与力并手代又は町同心ホ詮儀御用之場被出間敷候若不出候而不叶子細有之は其趣前方可被相伺事

一 公事訴訟之者有之節意趣遺恨を含善を妨悪敷様仕或は為品眞沙汰繕ケ間敷不仕候様町与力并手代又は町同心ホニ堅可被申付候事

一 他人は勿論雖為親子兄弟諸親類共公事訴訟之者又は御詮儀有之者の方へ右之品不埒明内町与力并手代又は同心ホ堅出入不仕候様急度可被申付事

一 町年寄共諸事町御用向無懈怠相動候様兼而急度可被申付候事

貞享五年九月

町 奉 行 衆

触 頭 衆

覚

一 諸事御用向之儀随分入念大切ニ可相動候事

一 諸事御用向之儀何角与善惡之差別不可仕候事

一 諸事御用向之儀被_レ仰付候とも同役ハ勿論他人は不及申縦雖為親子兄弟毛頭取沙汰仕間敷候事

一 諸事御用向之儀ニ付同役ハ勿論他人は不及申縦雖為親子兄弟内証ケ間敷義申間敷事

一 公事訴訟之者有之節品眞之為沙汰繕ケ間敷義又は内証ケ間敷義仕間候勿論雖為意趣遺恨之輩善を妨悪敷様ニ不仕順路ニ可仕候事

一 公事訴訟有之輩訴之候ハ内証ニ而不可捨置勿論公事訴訟取持荷担ケ間敷義仕間敷事

一 於町在々御威光をかり審問敷候勿論非分成義或ハ町在々之者難儀致候義不可仕之事

一 町在々之者ニ私用を以為僉義仕間敷候事

一 諸事御用に付見分又ハ詮儀或書面ホ之義随分可入念候品眞為沙汰繕ケ間敷義は勿論雖為意趣遺恨之輩善を妨悪敷様ニ不仕順路ニ可仕候事

右之々々堅相守候様ニ兼而町与力同心并町年寄共ニ急度可被申付候以上

辰 五 月

右御書付之趣戸田阿波守殿被 仰渡候旨急度相守可申旨被 仰渡奉承知候以上

貞享五年辰五月十六日

五味五右衛門印
坂田与一左衛門印

竹川 監物 殿

渡辺 武右衛門 殿

公事訴訟の告示、呼出などの伝達

来ル十三日御用日より公事出入吟味相始候間其旨可存候

丑 四月

右之通被 仰渡候間可被得其意候以上

丑 四月九日

町 年 寄

(天保十二年御用留)

欠所財産の競売の公示の伝達

二町家持佐右衛門事中追放御仕置申付右家屋敷欠所相成候条得其意御弘之積を以町中望之者有之候ハ見積之上来月三日五半時追手御役所江入札持参可致候

右之趣町中一の相触者也

辰 八月 紀 伊

山城

町 年 寄 江

(天保三年御用留)

町年寄の代書機能と思われるものに

町 年 寄 江

町方より其方共役場江差出夫より御役所江差出候下通之願書届書ホ都而以来ハ奥紙監帳ニ而継印致させ差出可申事

(天保十三年御用留)

とあり、また訴訟の付添人などに対する振舞に關して、次の如き史料がある。

公事訴訟并呼出之節罷出候もの共腰掛江酒肴持参致間敷義先年触置候処近来心得違ニ而酒肴之類且手重なる弁当杯持参致候ものも有之由畢竟御用向ニ而罷出候者共奢ケ間敷筋ニ相成候ニ付而は願人共訴費多ニ相成迷

惑いたし候向も可有之候哉ニ付筋立候願も自然と願兼候向も有之哉ニ相聞不束之事ニ候向後は手弁当ニ限り其外之酒食は一切無用たるへき事一同断之節組合差添人ホ之外無用之者腰掛近辺江立寄候ものも有之哉ニ相聞候此後右躰胡論成もの見請候ハ早速召捕候様組之者江申付置候間心得違之もの無之様急度可申付置事

己 三月

紀 伊

町 年 寄 江

(寅) 町の 祭 礼

例年町の祭礼に付、町年寄が関与する職務事項は左の如し、

一 正月道祖神祭礼無滞相済候旨名主共届申出候ハ翌十六日町年寄兩人罷出御届可致事

一 四月中旬、三社祭礼ニ付例年之通請負人へ貸道具機敷之儀例之通心得候様可申渡可申候事

一 七月五、六日頃盆中定式書付相触候事並相済届出之事

一 十二月二十二、三日頃、道祖神祭礼定式書付相触候事

具体的条文を一二挙げれば(例年同趣意である)

一 近年道祖神祭礼風儀惡舖相成何事ニよらず祝儀与号し金銀分限不相応ニ為不差出候得者夜中迄其者前ニ而太鼓を打其上ねたりかましき儀茂有之無抛其分限不相応ニ差出候様相聞不埒之事ニ候向後右躰之儀致間舖候事

一 十四日祭礼ニ候間太鼓為打候儀己前十日過よりうたせ可申候尤往来之人馬障ニ不相成様可致事

一 町境江罷出相互ニ太鼓を打候故おのつからかさつ成儀有之哉ニ相聞候以来太鼓打候儀神前ニ可限事

右之外年々相触候趣堅相守可申候畢竟は名主共町役之者共等閑ニ相心得

見逃し致候故若きもの子供迄茂かさつに相成候間精々心付可申候若不慎之族有之は若き者子供之無差別可申出候若外より於相聞は町役人迄も急度可為越度事

寅 十二月

一來正月道祖神祭礼いたし候とも事可致穩便候去卯年正月道祖神祭礼ニ者及騒動候儀有之候ニ付町切ニ名主并町役之者共右躰之儀無之様可致候都而若きものとも道祖神之節はかさつニ有之由相聞候間急度相慎左様無之様可申付候事

寅 十一月

(文政十三年御用留)

最後に、祭りと喧嘩はつきものであるが、町どうしの紛争に町年寄が調停役をかつたが、この処置に不服の者共の願書を挙げてみよう。

乍恐以書付奉願上候

一道祖神祭礼之儀先達而御町年寄所江私共町内上組共被召呼被仰付候趣西青沼町与争論不致候様ニ町内之者共江可申付旨被仰渡向後之為ニ候間連判之書付差出候様ニ被仰付候間承知仕上組共連判之書付御町年寄所江差出候通相守当正月祭礼無滞相済申候然所西青沼町より如何之訳ニ候哉道祖神祭礼ニ付私共町内と異論ケ間敷儀申出候ニ付上組共被召呼右之段ニ被仰聞候ニ付町内之者共承知仕候処西青沼町申上候儀皆偽ニ而御座候依之当年私共町内道祖神祭礼之次第西青沼町之者異論相工ミ候次第乍恐左ニ書付奉願上候

一私共町内上組共申候は道祖神祭礼之儀先例者とも角も当年之儀御町年寄中より異論不致候様被仰付候間穴切見付より南江不参候様可致段申付候処町内之者共申候は西青沼町分と申候は竜花院南石橋切ニ而北者百石町田町江統新青沼町見付迄は不残御屋敷様方ニ而西青沼町分中共新青沼町分中共申儀ニ而者無御座候間先年より田町百石町辺御屋敷様方より御呼被成候節は何れ之御屋敷様江も罷越申候然処新規ニ被差留候而は子共祭礼ニ付無出意奉存候間先例之通致度段申候得共達而上組共穴切御門前より南江不参候様ニ与申候付御町年寄所より被仰付候儀も重り奉存候間上組共之同差図穴切御門通りを境ニ仕南江は踏込申候御事

一右之通御町年寄所江書付差上候節御町年寄衆被仰聞候は西青沼町江も当年より異論不致候様仰渡候由承知仕候間順路成御儀与奉存罷在候然私共町内大神宮穴切明神江罷通候節西青沼町より相破レ穴切見附通を踏越拾五六間北江大勢長持荷ひ遂ケ既ニ異論仕遂可申躰ニ相見へ申候間私共町

内上組共差圖候様申付候間差図之通差圖罷在候内如何存候哉西青沼町之者共引込罷歸候間召連より私共町内之者共穴切社江参無異論歸候御事一百石町田町道御屋敷方西青沼町御氏子与申儀証拠御座候哉御屋敷様方御氏神と申ハ穴切之社より外は無御座候ニ付罷越候様ニ与御屋敷様方よりも被仰聞候間去年迄も先例之通舞出候儀相違無御座候ニ付右御屋敷様之儀は両町より入込御祝申候筈之儀と乍恐奉存候然共被仰付も重く奉存候間境を立無異論様ニ仕度奉存候処此度御町年寄所迄被仰聞其意奉存候何卒御慈悲ニ向後西青沼町より異論被遂不申候様被仰付下置候ハハ難有奉存候以上

宝曆二年申正月

新青沼町 願人 源 四 郎 印

他 二十一名

連印

右之者共奉願上候通承知仕一同ニ奉願上候以上

名主 小右衛門 印

御町御支配 御役人中様

(其 の 他

正月二日兩替相場、同六日諸色相場書兩役所へ差上げること。

流通貨の変更の場合その引換の徹底を計り混乱を避けさせること。

宿場賃錢、渡川賃等交通関係の割増に付町民に公示し、旅行の場合困らない様に指導していること、これは、五年毎に三割より五割ほどの上昇率である。

また関所手形を請う者の身元を吟味し、名主、五人組等より証文を取り奉行に差出させる仲介を為すこと。

新地の開墾等する場合、使用者の決定とその借料の決定に付ての調整を計ること等がある。

右の他、更に、町政に関する、あらゆる庶務は、町年寄を元締として、名主、五人組等に協力させつつその職務を実践していったのである。甲府勤番支配や勤番士は短期日で異動するが、世襲の両町年寄を中心とす

る各処置によって町民も混乱なく、また、勤番支配による町治も円滑になされたのである。

本研究を出発点として今後の各史料の調査、研究により右の他、町年寄の職務内容を更に追求すると共に、町年寄の性格、勤番支配との関係、町人との関係などを分析し、法制史的観点より体系化し、甲府の町年寄というものをより鮮明に浮き彫りにしていこうと考えている。

六 参考史料及史料目録

右に述べた当時の甲府の町勢を知り得る史料の内より二三挙げてみて本文理解の一助にしたい。

(1) 甲府町中人数改「覚」

元禄二己年

一 老万四千三百三拾四人

内 男六千九百三拾八人

女 七千三百九拾六人

外 二 男三 百 人

女 五百貳拾人

他所江参候分

同三年

一 老万四千貳百貳拾六人

内 男六千八百五拾六人

女 七千二百七拾人

外 二 男貳百九拾三人

女 五百五拾九人

他所江参候分

同四未年

一 老万四千百貳拾四人

内 男六千七百六拾九人

女 七千三百五拾五人

外 二 男貳百七拾九人

女 五百七拾三人 他所江参候分

同五申年

一 老万参千九百九拾人

内 男六千七百四拾七人

女 七千二百四拾三人

外 二 男貳百六拾四人

女 五百五拾三人

他所江参候分

同六酉年

一 老万三千六百六拾六人

内 男六千八百八拾人

女 六千八百六拾五人

外 二 男貳百八拾三人

女 五百六拾人

他所江参候分

同七戌年

一 老万四千九拾四人

内 男六千九百七拾老人

女 七千壹百貳拾三人

外 二 男貳百五拾貳人

女 五百拾九人

他所江参候分

同八亥年

一 老万四千貳百五拾三人

内 男六千八百七拾八人

女 七千三百七拾五人

外 二 男貳百四拾五人

女 五百拾老人

他所江参候分

右は去ル己年より当亥年迄上下町中人改相改如此御座候以上
元禄八亥年四月

御奉行所

古屋仁兵衛
坂田与一左衛門

(2) 甲府町中家数間数改(手限より書拔)

元禄年中

一丁数四拾六丁半	下府中分
一家数千百四拾九軒	寺方
内八軒	町方
千百四拾老軒	役引
一間数六千五百拾九間式尺五寸	内役引
内千六拾七間四尺五寸	引方
式百九拾七間式尺	御役屋敷
メテ三百六拾五間五寸	古府中分
残而五千五百五拾四間式尺	寺方
一町数式拾六宿	町方
一家数六百八拾九軒	役引
内五拾九軒	内役引
六百三拾軒	引方
一間数五千四百三拾六間	御役屋敷
内式千六百九拾五間老尺	御役屋敷
百拾四間半	御役屋敷
メ式千八百九間四尺	御役屋敷
残而式千六百式拾六間式尺	御役屋敷
上下合七千七百八拾間四尺	
上下合家数千八百三拾八軒	
上下合間数壹万千九百五拾五間式尺五寸	

(3) 甲府町中諸職人改「覚」

(上下府中の区分は省略す)

一御役大工 四拾九人	一平大工 五拾四人
一御役紺屋 六拾七人	一平紺屋 拾九人
一御役桶大工四拾老	一平桶大工 拾九人
一御役鍛冶 三拾三人	一平鍛冶 拾九人
一御役棺物師五拾八人	一平棺物師式拾式人
一御役警刺 九人	一平警刺 式拾八人
一御役かや大工 八人	一平かや大工 式人
一御役塗師 式人	一平塗師 四人
一御役翰師 式拾五人	一平翰師 拾老人
一御役磨師 式拾式人	一平磨師 拾老人
一御役柄師 三人	一平柄師 老人
一御役金具師 拾四人	一平金具師 五人
一御役はり付師 老人	一木挽 拾人
一指物師 拾老人	一戸障子屋 四人
一表具屋 三人	一筆結 四人
一絵師 三人	一仏師 式人
一硯屋 老人	一尾屋 式人
一鋳物 三人	一左官 四人
一石切 五人	一矢師 老人
一皮屋 老人	一仕立屋 四人
一巾着屋 老人	一ちようちゃんはり老人
一籠造り 三人	一秤師 老人
一碁盤屋 老人	一傘はり 三人
一ろくろ師 老人	一とうふるい師式人

元禄八亥年九月

町年寄

(4) 町民の日常生活と最も関連の深い物価についての二三の史料を挙げ

れば次のようなものがある。

覚

一上米小判老兩ニ付老石式斗三升替但京升也
一中米小判老兩ニ付老石式斗七升替但同断
一下米小判老兩ニ付老石三斗式升替但同断
右は甲府町中ニ而米売買仕候唯今之相場如此御座候何茂穀屋米直段吟味
仕書立差上申候以上

延宝元年丑十二月二日

町 年 寄

御 奉 行 所

覚

元禄五年十一月

一上塩京升一升ニ付 代三分五リ

一中同 老升ニ付 代貳分五リ

一下同 老升ニ付 代貳分

一上味噌 老升ニ付 代五分

一中同 老升ニ付 代三分五リ

右は唯今町方売買相場如此御座候書上ケ

甲府町中家屋敷直段大様積り

一八日町丁数三丁

是は老丁目ハ小間老間ニ付直段七八兩より拾老貳兩まで可仕候式丁目ハ

六兩より八兩迄三丁目ハ四兩より五兩まで可仕候角屋敷之儀は三四双倍

も高直ニ御座候

(註、以下は要点のみ筆者が整理し表化する)

一伊勢町丁数三丁

一丁、二丁 三、四兩

三丁 二兩二分〇四兩

一柳町丁数四丁

一丁 三、四兩

二丁、三丁 七、八兩

四丁 五、六兩

一三日町丁数三丁

一丁 五、六兩

二丁 三、四兩

三丁 一兩二分〇二兩

一穴山町丁数五丁

一丁 一兩三分迄

二丁、三丁 一兩二分〇二兩

四丁、五丁 一兩一、二分迄

一魚町丁数五丁

一丁 一兩二分

二丁 五、六兩

三丁、四丁 四、五兩

五丁 一兩二、三分

一上下連雀町丁数三丁

一丁 五、六兩

二丁 二兩一、二分

三丁 一兩一、二分

一堅近習町丁数一丁

一丁 五、六兩

一横近習町丁数二丁

一丁、二丁 二兩一、二分

一金手町丁数一丁半 二兩一、二分

一上一条丁数二丁 二兩一、二分

一丁、二丁 二兩二、三分

一下一条町丁数一丁半 二兩一、二分

一和田平町丁数一丁半 一兩二分〇二兩

一城屋町丁数一丁半 一兩二、三分

一西一条丁数二丁

一丁 二兩一、二分

二丁 一兩二、三分

一川尻町丁数二丁

六、七兩

一丁、二丁

六、七兩

一片羽町丁数二丁

六、七兩

五、六兩

四、五兩

三、四兩

一、二兩

三兩一、二分

二兩二分〜三兩

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

一兩二、三分

二兩一、二分

(5) 町年寄は年始廻りに江戸参府の公務があるが経費はどのくらいであ
ろうか。

申年江戸参勤入用之覚

一貳貫五百文 往之駄賃

一貳貫六百五拾文 帰之駄賃

一貳貫 文往帰道中

一貳貫 文往宿道中

一貳貫 文往宿道中

一貳貫 文往宿道中

一貳貫 文往宿道中

一貳貫 文往宿道中

一貳貫 文往宿道中

町 年 寄

一甲金壹兩 たばこ之代

一六百元 雑子之代

一貳貫文 此方へ之買物

一貳貫四百文 江戸ニ而小払

拾貳貫五拾文 江戸相場

此銭壹分ニ付拾貳百三十文つゝニして

小判貳兩銭壹貫貳文

此甲金貳兩三分ニ成

小判壹兩此甲金壹兩三朱百三拾文

是へ江戸宿賃之金

甲金壹兩 たはこ之代

惣合甲金四兩三分三朱百三拾文

一四兩三分三朱百三拾文 申ノ年分

一四兩貳分は未御年始参勤入用

此已け書立遣之置申候

両口合甲金九兩壹分三朱錢百三拾文

右兩年分古例之ことく御集め候而御渡し可被下候以上

申三月六日

松木甚左衛門印

(問屋也) 朱

坂田与一左衛門殿
新保 三左衛門殿

☆本研究について参考にした古文書の主なものは次のものである。
山梨県立図書館所蔵分

◎甲府御用留帳

享保1234910151617天文234寛保24延享24寛延23宝曆5

67891011121314明和12456789天明56789寛政234

689101112享和134文化215全揃文政213全揃天保214全

揃弘化23嘉永6安政2

以上計百二冊宝曆以降は表題は「甲府御用留」とあり。

◎甲府御用日記

享和1～3 三冊

文化3～13 八冊

文政8～12 五冊

天保4～8 六冊

◎甲府町年寄之記 坂田与一左衛門

◎甲府中名主名前 享保～安永

◎町年寄役御用当座留

享保、天文、寛保、延享 十一冊

◎町年寄役公用天下書帳

延宝～宝暦 十三冊

安永～天明 四冊

◎甲府上下府中触之綴

寛文～明治 七十冊

坂田家所蔵分

◎御用留

延宝3689天和245元禄2467810宝永正徳1235享保24

延享345宝延234宝暦2345791112明和2～9安永1～10天

明125678寛政1～105年欠11年以降は御用留ナシ

◎御用日記

延享以降幕末迄概ね揃

◎御触留

◎公事訴訟留

◎御町触

他

追 而

☆史料提供等本研究に御協力賜りました

山梨県立図書館長瀬田良人氏、同調査役佐藤八郎氏、同主事波木井市郎氏始め、郷土史料室の各氏、また、坂田秀吉氏始め坂田家の方々に、乍末筆、深甚なる謝意を表します。

☆本稿は法制史学会第四十四回東京部会（昭和四十一年十二月二十四日、於早大大学院会議室）に於て報告した内容の一部に若干の史料を付したものであります。

筆者は本学助教授、法制史学会所属
（昭四二、三、一）